

土砂の埋立てをお考えの 土地所有者の皆さまへ

「残土で埋め立てて、かさ上げをしてあげる。」

「一時的に残土置き場として貸してほしい。」

といった話を持ち掛けられることはありませんか。

望まない高さまで残土が山積みされ
撤去に時間や費用が必要となる場合があります。



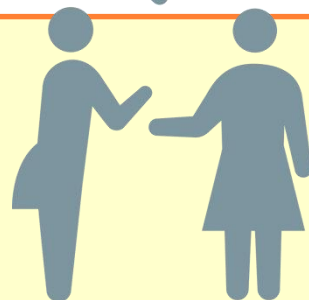
土地所有者の心得

～あなたの土地を守るために～

安易に
土地を貸さない

土地を貸してほしいと言われた時は・・・

- 契約を交わす前に、事業者から十分に説明を受け、内容をしっかり確認しましょう。
- 安易に土地を貸さないようにしましょう。
- 判断に迷った時は、県の機関に相談しましょう。

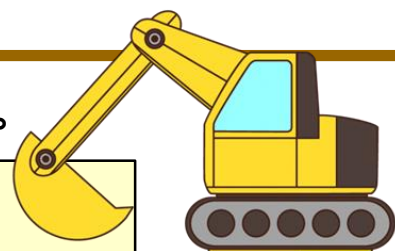


土地を貸している時は・・・

- 事業者が埋立てを実施しているときは、定期的に土地の状況を確認しましょう。
- 離れた場所に住んでいても、定期的に埋立ての状況を把握しましょう。
- 説明を受けた内容と異なる場合は、事業者に説明を求めましょう。
- 不適正な埋立てが疑われる場合等は、速やかに県の機関に相談しましょう。
※不適正な埋立てとは、土壌汚染や災害が発生するおそれのある埋立てを言います。



○岐阜県では、土砂等の埋立てについて規制しています。



岐阜県埋立て等の規制に関する条例

第4条 土地所有者等(土地の所有者、占有者または管理者)の責務

第1項 土地所有者等は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するためには、その所有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

第2項 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていると知ったときは、県への通報その他必要な措置を講じなければならない。

第3項 土地所有者等は、県及び市町村が実施する埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する施策に協力しなければならない。



○土砂等の埋立てのご相談は、以下の機関までご連絡ください。

埋立て等所在地	機関名	所在地・連絡先
岐阜市	岐阜市役所環境部 産業廃棄物指導課	岐阜市司町40-1岐阜市役所本庁舎14F 058-214-2169
各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、 本巣市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜地域環境室	岐阜市藪田南2-1-1岐阜県庁舎2F 058-272-1920
大垣市、海津市、養老町、垂井町、 関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	西濃県事務所 環境課	大垣市江崎町422-3西濃総合庁舎 0584-73-1111
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐県事務所 環境課	揖斐川町上南方1-1揖斐総合庁舎 0585-23-1111
関市、美濃市、郡上市	中濃県事務所 環境課	美濃市生蘆1612-2中濃総合庁舎 0575-33-4011
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、 川辺町、七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町	可茂県事務所 環境課	美濃加茂市古井町下古井2610-1可茂総合庁舎 0574-25-3111
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所 環境課	多治見市上野町5-68-1東濃西部総合庁舎 0572-23-1111
中津川市、恵那市	恵那県事務所 環境課	恵那市長島町正家後田1067-71恵那総合庁舎 0573-26-1111
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県事務所 環境課	高山市上岡本町7-468飛騨総合庁舎 0577-33-1111

岐阜県環境生活部環境管理課

岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁舎6F 058-272-1111